

佐賀県告示第 182 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 27 年 3 月 27 日から平成 27 年 4 月 27 日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 唐津呼子線	唐津市鎮西町岩野字榎田 375 番 1 地先から 唐津市鎮西町岩野字榎田 355 番 1 地先まで	平成 27 . 3 . 27
県道 相知山内線	唐津市相知町佐里字湯ノ木曾 2867 番 1 地先から 唐津市相知町佐里字岩谷 2034 番 4 地先まで	〃
県道 肥前呼子線	唐津市呼子町呼子字野中 4054 番 28 地先から 唐津市呼子町殿ノ浦字吹上 17 番 3 地先まで	〃
県道 七山巖木線	唐津市七山仁部字岩屋下 377 番 3 地先から 唐津市七山木浦字尾鼻田 1431 番 1 地先まで	〃
県道 鎮西唐津線	唐津市鎮西町塩鶴字八反田 2318 番 1 地先から 唐津市鎮西町塩鶴字八反田 2192 番 1 地先まで	〃
	唐津市鎮西町岩野字橋ノ元 141 番 2 地先から 唐津市鎮西町岩野字榎田 359 番 3 地先まで	〃